

宮古市川井しそ生産組合同規約

(名称及び事務所)

第1条 本組合は、宮古市川井しそ生産組合と称し、事務所を株式会社川井産業振興公社内に置く。

(目的)

第2条 本組合は、宮古市における紫蘇生産農家の安定的生産を確保するとともに、主産地化を推進し、農家所得の向上と地域農業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本組合は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 栽培管理に関する事
- (2) 共同利用機械、施設の導入及び設置に関する事
- (3) 研修会の開催
- (4) 栽培面積の維持向上に関する事
- (5) 関係団体等との連絡携帯に関する事
- (6) その他、本組合の目的達成に必要な事

(組合員)

第4条 本組合の組合員は、宮古市に住所を有する者で、組合に賛同し、株式会社川井産業振興公社と紫蘇栽培契約及び当組合と種子栽培契約を締結し、出荷した者とする。

(加入・脱退)

第5条 本組合の加入又は脱退は前条をもって充てる。

(除名)

第6条 組合員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。

- (1) 栽培品種を市外に流出した場合
- (2) 組合に対する義務の履行を怠ったとき
- (3) 組合事業を妨げる行為をしたとき
- (4) 組合の規約及び規程に違反したとき
- (5) 故意又は過失により組合の信用を傷つけた場合

(役員)

第7条 本組合に次の役員を置く。

- (1) 組合長 1名
- (2) 副組合長 1名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 2名

(組合長)

第8条 組合長は、組合を代表し、総会の議決に従って事務を処理する。

(副組合長)

第9条 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故ある時はその職務を代行する。

(理事)

第10条 理事は、組合の運営に関する重要事項を審議するとともに、組合の事業執行に協力する。

(監事)

第11条 監事は組合の業務及び会計事務を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(役員を選出)

第12条 本組合の役員は、総会において選出する。

(役員の任期)

第13条 組合の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第14条 組合の事務を処理するため次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 書記 1名
- (3) 会計 1名

2 職員は、組合長が任命し、組合長の命を受け業務に従事する。

(会議)

第15条 本組合の会議は、総会及び役員会とし、組合長が招集する。

- 2 定時総会は、毎年1回4月又は5月に開催する。
- 3 臨時総会は必要に応じて開催する。
- 4 役員会必要に応じて随時開催する。
- 5 会議はすべて組合長が招集する。

(総会の附議事項)

第16条 総会に附議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の制定、改廃に関する事
- (2) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関する事
- (3) 組合の加入、脱退に関する事
- (4) 経費の負担及び徴収に関する事
- (5) 役員を選出
- (6) その他重要な事項

(役員会の審議事項)

第17条 役員会は、組合長、副組合長、理事、監事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提案する事項
- (2) 事業の企画及び執行に関する事項
- (3) その他必要な事項

(会議の運営)

- 第18条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
なお、やむを得ない理由により出席できない場合は、代理人に表決を委任することができる。
- 2 総会の議長は、総会の出席した組合員のなかから選出する。
 - 3 役員会の議長は組合長が行うものとする。
 - 4 会議記録は議事録として議長及び選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(議事の表決)

- 第19条 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

- 第20条 本組合の経費は、組合費、補助金、負担金、使用料及びその他の収入をもって充てる。

(旅費)

- 第21条 組合の用務で出張するときは交通機関の実費を支給する。

(会計及び事業年度)

- 第22条 本組合の会計及び事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(雑則)

- 第23条 組合運営に関し、この規約によるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この規約は平成4年5月15日から施行する。

附則

この規約は平成8年4月5日から施行する。

附則

この規約は平成14年4月17日から施行する。

附則

この規約は平成15年4月16日から施行する。

附則

この規約は平成20年4月1日から施行する。

附則

この規約は平成22年4月1日から施行する。

附則

この規約は平成24年4月1日から施行する。

附則

この規約は平成26年4月1日から施行する。